

教委体第3434号
平成27年3月6日

各県立学校長 殿

教 育 長

運動部活動における入学予定者の扱いについて（通知）

中学校を卒業して高等学校に入学予定の生徒（以下「入学予定者」という。）を入学予定校の運動部活動に参加させる場合の取扱いについては、平成24年3月26日付け教委体第3569号「運動部活動における入学予定者の扱いと事故防止について」により通知しているところです。

しかしながら、昨年度、入学予定者を中学校卒業前から入学予定校の練習に参加させたり、高校入学前に県外遠征や合宿に参加させたりした事案がありました。

ついては、運動部活動における入学予定者の扱いについて、下記事項を厳守し、十分な安全確保の下、適正な運動部活動が行われるよう、顧問等指導者への徹底を願います。

記

- 1 入学予定者の入学予定校での運動部活動への参加は、原則として当該校の入学日以降とすること。
- 2 入学予定者の入学日前における入学予定校の運動部活動への参加については、当該学校長が教育上必要があると認めた場合に限るものとする。ただし、次のことを厳守すること。
 - (1) 関係中学校長及び保護者に対して、参加の必要性や練習内容、けが等の補償等について十分に説明を行い、保護者から承諾書を徴した後、参加させること。
 - (2) 入学日前の入学予定校での運動部活動は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の適用対象外であることから、傷害保険に必ず加入させた上で参加させること。
 - (3) 入学予定校の運動部活動への参加は3月25日以降とすること。
 - (4) 入学予定者の発達段階や心身の状態等を十分に把握・考慮した上で、過度にならない練習内容や練習強度を設定するなど、安全面に配慮した指導計画を作成し、事故防止に万全を期すこと。
 - (5) 入学予定者が参加する活動には、当該運動部活動を担当する顧問が必ず立ち会うこと。また、活動は日常活動している場所に限ることとし、遠征や合宿には参加させないこと。

教育庁体育保健課
学校体育班：亀井
TEL：097-506-5639

【高校入学予定者の入学予定校での運動部活動への参加について】

平成27年 3月13日

大分県高等学校体育連盟

1 はじめに

高等学校への入学予定者が入学予定校での運動部活動に参加することについては、高校生との交流や新しい環境での活動等を通して、入学予定者が高校生活に早く慣れ、馴染むこと等を目的に、運動部活動の意義を尊重し、事故防止等の安全面に対して最大限の配慮のもとで、これまで各高等学校において実施してきました。

このことは、高校生活に夢と希望を抱いている入学予定者にとって、円滑な高校生活へのスタートとして大変有意義な活動となっています。

入学予定者の入学予定校での運動部活動参加について、より一層の安全・安心で適正な指導が行われるよう、入学予定者の扱いや留意すべき事項等について確認、整理しておく必要があります。

2 大分県教育委員会の通知文

平成27年3月6日付け、教委体第3434号「運動部活動における入学予定者の扱いと事故防止について（教育長通知）」から一部を抜粋し、下記に掲載しました。

入学予定者の入学予定校での運動部活動への参加については、原則として当該校の入学日以降とするが、校長が教育上必要であると認めた場合に限り、諸条件を厳守することで認められています。

- 1 入学予定者の入学予定校での運動部活動への参加は、原則として当該校の入学日以降とすること。
- 2 入学予定者の入学日前における入学予定校の運動部活動への参加については、当該学校長が教育上必要があると認めた場合に限るものとする。ただし、次のことを厳守すること。
 - (1) 関係中学校長及び保護者に対して、参加の必要性や練習内容、けが等の補償等について十分の説明を行い、保護者から承諾書を徴した後、参加させること。
 - (2) 入学日前の入学予定校での運動部活動は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の適用対象外であることから、傷害保険に必ず加入させた上で参加させること。
 - (3) 入学予定校の運動部活動への参加は3月25日以降とすること。
 - (4) 入学予定者の発達段階や心身の状態等を十分に把握・考慮した上で、過度にならない練習内容や練習強度を設定するなど、安全面に配慮した指導計画を作成し、事故防止に万全を期すこと。
 - (5) 入学予定者が参加する活動には、当該運動部活動を担当する顧問が必ず立ち会うこと。また、活動は日常活動している場所に限り、遠征や合宿には参加させないこと。

3 組織的な取り組みについて

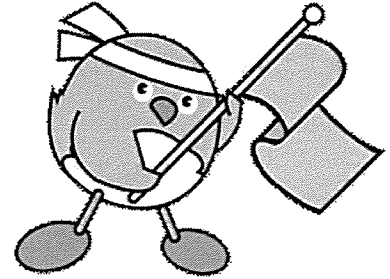
運動部活動での指導の充実のためには、顧問の教員だけに運営や指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方について考える必要があります。入学予定者の入学予定校での運動部活動参加についても、学校組織全体で運営や指導の目標、方針等を検討することが重要です。

また、入学予定者の活動状況については、管理職が実態を把握しておくことが重要です。報告の内容や方法等についても検討しましょう。

4 手続きについて

入学予定者を入学予定校の運動部活動に参加させる場合の手続きの概略は、以下のとおりです。手続きを進めるに当たっては、入学予定者はもちろんのこと、保護者や中学校関係者に十分な説明を行うとともに、信頼関係を築いていくことが何よりも重要です。各学校において、手続きについて部顧問会議等で確認しておきましょう。

- (1) 校長（入学予定校）の承諾を得る。
 - ・・・参加者や活動期間など必要な事項
- (2) 中学校へ連絡する。
 - ・・・3月31日までの間に参加させる場合
- (3) 安全面に配慮した指導計画を作成する。
 - ・・・徹底した事故防止
- (4) 保護者の同意を得る。
 - ・・・承諾書の提出
- (5) 任意保険に加入する。
 - ・・・中学校卒業後から高校入学日前までの練習参加期間中
- (6) 管理職（入学予定校）に活動状況を報告する。
 - ・・・事故の有無に関わらず、参加者の状況等について報告



5 留意事項について

中学生から高校生へと成長する時期は、心身の発育・発達段階に著しい差があることに加えて、入学決定までの練習状況が入学予定者でそれぞれ異なります。また、高等学校での活動に対する期待が大きい反面、不安を抱えていることに対しても十分な配慮が必要です。

各高等学校は、入学予定者に配慮する点など留意事項を整理しておく必要があります。留意事項の作成については、各顧問任せにするのではなく、学校組織全体で十分に検討することが重要です。以下の留意事項を参考にしてください。

(1) 指導計画の作成

画一的な練習内容ではなく、個々の心身の状況を踏まえた指導計画を作成するとともに、入学予定者の状況により適切な練習となるよう常に指導計画を見直すことが必要です。

また、「球拾い」や「グラウンド整備」、「見学」等に終始し、希望や意欲を失うことのないよう配慮することも必要です。

なお、練習時間については、入学予定者の体力等に配慮し、上級生よりも早めに帰宅させるなどの配慮も必要です。

(2) 入学予定者や保護者への説明

入学予定者やその保護者に対して、高校入学までの練習計画や保険加入等について十分な説明を行い、理解を得た上で練習に参加させましょう。また、部としての指導方針や約束事（心得等）、練習計画等も説明しておくことも大切です。

(3) 傷害保険への加入

中学校卒業日の翌日から高校入学日前日までは、「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度の対象外です。万が一の事故や傷害が発生した場合に備え、必ず傷害保険に加入しましょう。

(4) 人間関係の構築

入学予定者は、慣れない環境で知らず知らずのうちに心身に多くのストレスを感じるものです。まずは、新しい環境に慣れることが大切であり、そのためにも顧問や上級生、入学予定者同士の人

間関係の構築について重視しましょう。また、活動中は入学予定者を観察し、顧問や上級生が積極的に声かけをするなど良好な人間関係の構築に努めましょう。

(5) 事故防止の徹底

各高等学校においては、事故防止が徹底するよう十分に配慮された状況で活動することが求められています。しかし、慣れない環境にある入学予定者の予期せぬ行動が要因となり、事故につながることも考えられます。入学予定者が参加する練習については、これらのことも十分に配慮した事故防止のための安全対策に取り組むことが重要です。

大分県教育委員会が作成した「運動部活動の指導の在り方」等を参考に、入学予定者が安全・安心に活動できるよう十分な安全対策を講じましょう。

6 学校管理下の範囲について

「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付の基準に関する規程」には、学校管理下の範囲について規定があります。入学予定者については次のような規定があります。

○関係法令

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項第2号

「学校の教育計画に基づいて行われている課外指導を受けている場合」

○独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付の基準に関する規程の説明事項（一部抜粋）

4 学校の教育計画に基づいて行われている次のような場合は、課外指導と考える。

- (8) 当年度の卒業児童生徒等を当該校の卒業式後3月31日までの間に、又は、進学児童生徒等を進学先の学校が4月1日以降入学式前日までの間に、学校教育の必要上(例えば、進路指導、生活指導、謝恩会・離任式などのお別れ行事、入学式前の新入学者のガイダンス及び部活動など)、登校等をさせた場合は、給付の対象とする。(注72)

(注72) 当該年度の卒業児童生徒等が卒業式後に、また、進学児童生徒等が入学式前に部活動等に参加した場合は、次のように取扱う。

(1) 卒業式後、3月31日までの間の卒業校での活動

卒業式前に学校長が承認し、あらかじめ当該校の教育計画(行事予定表又は部の練習計画表など)に位置づけて、当該校の部活動等に参加させたものは学校の管理下にあるものと認める(任意に登校したものは、学校の管理下にあるものとは認められない。)

ただし、学校において当該校の卒業日が、指導要録上、3月30日以前となっている場合は、当該卒業日までの活動を対象とする。

なお、当年3月31日までの間に4月以降進学予定の上級の学校の部活動に参加した場合は、学校の管理下にあるものとは認められない。

(2) 入学式前、4月1日から入学式前日までの間の進学先の学校での活動

新入学者の進学先の学校での4月1日から入学式前日までの間の部活動等の参加については、進学先の学校において入学式前に上記(1)と同様の手続きを経て参加させた場合は当該校の学校の管理下と認める。

ただし、学校において当該校の入学日が、指導要録上、4月2日以降となっている場合は、当該入学日以降の活動を対象とする。